

渋谷労働基準監督署 方面からのお知らせ

発行 令和元年夏

日頃は労働基準行政の運営につきまして、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。本年度の当署の重点実施事項等についてご案内します。

重点実施事項

改正された労働基準法及び労働安全衛生法には、時間外労働の上限規制及び産業保健機能強化等が規定されています。こうした状況を踏まえ、当署は下記の重点実施事項を踏まえて活動しております。

- 1 働き方改革の推進に向けた労働時間に関する法制度の周知徹底を図る
- 2 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止対策を進める
- 3 労働条件の確保・改善対策の推進を図る
- 4 労働者の安全と健康確保対策を進める
-Safe Work Tokyo（第1 3次労働災害防止計画2年目）
- 5 最低賃金の周知と履行確保
- 6 労災補償対策の推進

改正労働基準法・労働安全衛生法等対応ミニチェックリスト

改正労働基準法等の施行から3か月が経過しました。そこで渋谷労働基準監督署から点検をお願いしたい事項をチェックリストにしました。チェックがつかない事項は対応が必要です。当署方面（03-3780-6527）又は「東京働き方改革推進支援センター」（0120-232-865）にご相談ください。なお当署及び東京働き方改革推進支援センターでは無料の個別訪問（裏面参照）も実施しておりますのでお気軽に申し込みください。

- 時間外労働・休日労働を最大でも月80時間以内にするよう努めていますか
- 36協定は新様式に切り替えていますか
- 年次有給休暇の年5日取得義務化への対応は出来ていますか
- 東京都最低賃金（985円）以上の賃金を支払っていますか
- 中小企業に対する月60時間超の時間外労働の割増賃金率の適用猶予見直しの準備をしていますか（2023年4月1日より）
- 管理職等を含む全ての労働者の労働時間を把握していますか
- 長時間労働者に対する面接指導体制確立等の産業保健機能の強化の取り組みをしていますか

夏季の取り組み（詳細は東京労働局HPをご覧ください）

- ・「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」
令和元年5月1日～9月30日（7月は重点取組期間です）
- ・「仕事休もっ化計画」～年次有給休暇の取得促進について～
- ・夏の生活スタイル変革（ゆう活）～はじめよう！夕方を楽しく活かす働き方～

中小企業事業主の皆様へ

個別に訪問説明をいたします！

ー改正労働基準法など働き方改革の進め方についてー

- 労働基準法の基礎知識から改正労働基準法の内容まで、働き方改革の進め方にお悩みの中小企業の事業主又は労務責任者に対し、労働基準監督署の職員（相談・支援担当）や東京働き方改革推進支援センターの専門家が個別に訪問して、丁寧に説明します。**費用はかかりません。**
- 法違反などの指導を目的に行うものではありませんので、お気軽にお申し込みください。

個別訪問申込書

Fax 03-3780-6595

渋谷労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー 宛

事業場名	
所在地	
電話番号	
担当者名	
希望日	第1希望 : 令和 年 月 日 時頃 第2希望 : 令和 年 月 日 時頃 ※訪問日時につきましては、希望日を踏まえて調整させていただきます。
相談内容	<input type="checkbox"/> 労働時間制度 <input type="checkbox"/> 労働時間の削減 <input type="checkbox"/> 36協定 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 割増賃金 <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※同一労働同一賃金に☑が付された場合は、上記情報を東京働き方改革推進支援センターに情報提供することとなりますので御了承ください。